

人材紹介コンサルティング契約書

株式会社 (以下「甲」という。) と株式会社ギミック (以下「乙」という。) とは、以下のとおり人材紹介コンサルティング契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (業務内容)

甲は、乙に対して、次に定める業務 (以下「本件業務」という。) を委託し、乙はこれを受託する。

①甲の諸条件に関する人材紹介、及び採用に関するコンサルティング業務

第2条 (甲の義務)

1. 甲は、本件業務として乙から人材の紹介を受けた場合、当該人材 (以下「候補者」という。) に対して、書類審査、面接、筆記試験等適宜の方法により選考を行うものとする。
2. 甲は、乙に対し、前項に基づく選考の結果について、速やかに文書又は電子メールにより通知する。
3. 甲は、第1項に基づく選考の結果、候補者を採用する場合には、当該候補者に対して労働基準法第15条に定める労働条件を明示し、所定事項を文書で通知するとともに、乙に対してもその旨文書又は電子メールで通知するものとする。甲は、当該候補者の入社予定日についても、乙に対して通知するものとする。

第3条 (紹介手数料)

1. 人材紹介手数料 (以下、紹介手数料) は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。
2. 紹介手数料は、次の (1) ~ (2) のとおりとする。
 - (1) 採用決定者の採用初年度換算分の30% (消費税及び地方消費税別) とする。ここでいう「採用決定者の採用初年度換算分」とは、該当者に支払われる採用初年度予定年収 (通勤費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む) ものとする。
 - (2) 紹介手数料等の詳細については、甲乙で事前に合意した場合には、前項とは異なる紹介手数料になる場合があり、別途覚書を取り交わすものとする。

第4条 (紹介手数料の支払時期・方法)

甲は、候補者が入社した日の属する月の翌月末日 (同日が銀行等金融機関の営業日でない場合は、その前営業日とする。) までに、前条に定める紹介手数料全額を、乙の指定する銀行口座へ振込む方法により支払うものとする。ただし、振込手数料は甲が負担するものとする。

第5条 (遅延損害金)

甲が、第3条に定める紹介手数料の支払を遅延した場合、甲は、乙に対して、前条に定める支払期日の翌日から支払済みに至るまで年14% (年365日の日割計算とする。) の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第6条 (紹介手数料の返還)

1. 候補者が、甲に入社後3ヶ月未満の間に自己の都合により退職した場合に限り、乙は、次の各号にしたがい、既に受領した当該候補者にかかる紹介手数料の一部を、退職した月の翌月末 (同日が銀行等金融機関の営業日でない場合は、その前営業日とする。) までに甲に返金するものとする。ただし、振込手数料は乙が負担するものとする。ただし、候補者の退職が、甲の処遇、労働条件が内定承諾時の提示内容と異なる等、甲の帰責事由に基づく場合は、この限りではない。

① 入社後1ヶ月未満に退職した場合	紹介手数料の80%相当額
② 入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に退職した場合	紹介手数料の50%相当額
③ 入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合	紹介手数料の30%相当額
2. 候補者が甲に入社した後退職した場合において、乙は、前項に該当する場合を除き、甲に対して返金・損害賠償等のいかなる責任も負わないものとする。